陳情第２３号

２０２５年７月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において１円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書

（陳情要旨）

２０２５年（令和７年）７月執行の参議院議員選挙は、全国の選挙管理委員会が各自治体の有権者に向けて選挙公報の配付を手配します。流山市を含む多くの自治体が、朝刊折込を利用して対応します。流山市にとって再委託先となる新聞販売店は、業界外部の人間には、理解しがたい商慣習。合理的ではない、不合理で不公正な取引きを強いられています。

相対的に立場の弱い販売店は、相対的に強い立場の新聞社から必要以上の部数を仕入れさせられます。印刷工場から届けられた時点で配達の予定もなく、当然売上げを計上できる見込の無い新聞が相当な割合で発生します。販売店によっては、仕入部数の半分がが配達されず翌日（又は翌々日）に回収業者に引渡される例も有ります。販売店の立場で言えば、必要となる部数（配達する予定の部数）の２倍の部数を新聞社から仕入れざるを得なかったという事になります。

販売店の大半が上記の様な不合理で不公正な取引きを新聞社から強いられています。そして販売店は、赤字分を補填する為、折込広告（チラシ）の水増し請求を行うことになります。販売店を擁護すれば（詐欺行為とも言える）折込広告の水増し請求を行うよう新聞社から仕向けられているとも言えます。選挙公報の・他、流山市を含む行政機関が発行する広報紙（広報ながれやま・千葉県民だより）も販売店の内部で印刷工場から入荷した荷姿のまま、バンドすら切られずに、回収業者に引渡される物もあります。

販売店の現場では、誰からも読まれることなくただ廃棄されるだけの、広告媒体としての価値を持たない新聞とその新聞に折り入れるはずだった、チラシが存在する事は、業界内の常識です。一般的には、販売店は、外部の人間には、気付かれない様通行人の目に触れない様に、余った新聞とチラシは、隠す為、実態を可視化出来る例は少ないのですが、流山市内のとある販売店は、全く隠す様子が無く通行人が何ひとつ障害無く見える状態で屋外に積み上げられていたのです。おかげで私は、多数の画像と映像を記録し、市議会議員在職中の期間も含めて、正副議長を含む複数の議員、多くの市職員に画像を見せていました。

そして、７月１２日以降、選挙公報の折込業務がすでに完了した後に、販売店入口脇に（バンドすら切られていない）未開封の選挙公報を確認し、記録しました。７月１４日午後、埼玉県在住のフリーライターと販売店を訪問し、現場責任者より話を聞き、大量の選挙公報が折込まれずに、余った事を確認しました。

流山市議会におかれては、日頃より、市民の代表として代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定のを行ってきた事に、敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

（陳情理由）

２０２５年７月執行の参議院選挙における選挙公報の折込業務委託手数料は委託先事業者に報告した部数で支払う事になります。

折込選挙公報の部数は、配達された部数を字で対応する「発証数」を基に集計し、実際に配達された部数と一致しない場合、流山市使用予備紙管理委員会（販売店の）折込部数を示す「発証数」に対応するべきです。

流山市選挙管理委員会（販売店の）折込部数を示す「発証数」に対応するべきです。

（又は押し紙）が含まれている場合、流山市は、余分に発行した部数を字で対応するべきです。

折込定数では、月末に発行した部数を字で対応するべきです。

なく、月末に発行した部数を字で対応するべきです。

従来の選挙公報が余った事に対応するべきです。

出来なければ、流山市が同時に、販売店に、７月１３日、１４日に大量の選挙公報が余った事に対応する事になります。

（陳情項目）

１　選挙公報折込業務委託手数料の基となる部数について、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく部数で対応すること。

２　７月１２日（日付指定）朝刊折込業務完了後に、一部の販売店で選挙公報が大量に余り、廃棄予定として、山積みになっていた件について委託先事業者に調査を要求する事。

具体的には、①何部余ったのか。②何故大量に余ったのか。③大量に余る事が事前に予想出来なかったのか。④今後の業務委託手配時に大量に余る事を未然に防ぐ事が出来るのか。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様